

高井街づくり推進課長補佐

ただ今から、第14回新潟市都市景観審議会を始めさせていただきます。

委員の方々には、ご多忙のところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、街づくり推進課課長補佐の高井と申します。よろしく願いいたします。

会議は、お手元に配付させていただきました次第の順に進めさせていただきます。

なお、会議録作成のため、録音させていただきますので、ご発言の際にはマイクをご自分の方に向けていただき、赤いスイッチを押してご発言ください。終わりましたら、また赤いスイッチを押してください。

では、最初に第8期の委嘱状交付でございます。

本来なら、お一人おひとりにお渡しすべきところですが、時間の都合もございますので、誠に失礼かとは存じますが、皆さまの机の上に委嘱状を置いてございますので、これをもちまして委嘱状の交付に代えさせていただきますと存じます。

任期は平成20年8月31日までとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、当審議会の所管局長であります、都市整備局長の鎌田より挨拶を申し上げます。

鎌田都市整備局長

この「景観」につきましては、皆さまご承知のとおり、国土交通省によりまして景観法ができたときに、大体法律というのは後からできるものはどんどん名前が長くなってきて、長過ぎて何だかよく分からないような法律もあるのですけれども、大体古い法律というのは名前が短いです。道路法とか河川法とか。そういった中、最近になってこんなに短い名前の法律ができたというのは、非常に基本的なことが今までの法律に位置づけられていなかったのかなと、景観というのは非常に大事な重要な事柄で、短い言葉で表せる、そういう大きな話なのですが、それがいよいよ景観法という名前で位置付けられて、国としても一生懸命力を入れる、そういう時代になったのだと皆で話しておりました。

新潟市でも、景観についてはこれまでも力を入れてきたところですが、景観法ができたことから、今日ご審議いただきます景観計画の策定についても作業を進めてきたところでございます。特に、昨今、政令市効果でしょうか、信濃川の沿線におきまして非常にマンションがいっぱい建つ状況になってきたところですが、そういった中、高いものができる就非常にもまち並みにも影響があるといった話もございまして、近隣との紛争というのでしょうか、そういった問題も出てきた中で、この委員会でもご審議いただきました景観ガイドラインも7月から動き出しております、ガイドラインに基づいて指導強化を図っておりますし、こ

のガイドラインを今回基にしまして景観計画，景観法に基づく景観計画に繋げていって，さらに規制を図りたい，行政としての役割を充実してまいりたいと考えております。

また今回は，都市景観条例の改正についても中間報告をさせていただくということになっております。委員の皆さま方から忌憚のないご意見を賜りまして，計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので，どうぞよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが，開会の挨拶とさせていただきます。今日は大変ありがとうございます。

高井街づくり推進課長補佐

ありがとうございました。

なお，局長は所用のため，退席させていただきます。

続きまして，委員の皆さまをご紹介させていただきます。こちらで委員の皆さまのお名前を申し上げます。

新潟大学名誉教授，小磯稔（こいそ・みのる）様です。

新潟大学工学部教授，大熊孝（おおくま・たかし）様です。

新潟大学工学部教授，西村伸也（にしむら・しんや）様です。

元新潟県文化財保護指導員，山崎完一（やまざき・かんいち）様です。

日本ユニバーサルカラープランナー協会，高松智子（たかまつ・のりこ）様です。

社団法人大学婦人協会新潟支部長，鈴木裕美（すずき・ゆみ）様です。

社団法人新潟市建設業協会会長，星山健佑（ほしやま・けんすけ）様です。

社団法人新潟県建築士会新潟支部，山本恵子（やまもと・けいこ）様です。

新潟県広告美術業協同組合理事長，加藤紘一（かとう・こういち）様です。

社団法人新潟市造園建設業協会副理事長，川崎弘（かわさき・ひろむ）様です。

国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課長，渡辺春彦（わたなべ・はるひこ）様です。

新潟県新潟地域振興局地域整備部長，上田茂樹（うえだ・しげき）様です。

公募委員の田澤則夫（たざわ・のりお）様です。

同じく公募委員の中野進（なかの・すすむ）様です。

公募委員の山崎アヤ子（やまざき・あやこ）様です。

公募委員の折笠レイ子（おりかさ・れいこ）様です。

なお，NPO法人まちづくり学校，安田文子（やすだ・あやこ）様，及び弁護士の伊藤宏（いとう・ひろし）様，財団法人新潟市都市緑化推進協会評議員，中野繁子（なかの・しげこ）様はご欠席でございます。

それでは，議事に入ります前に，配付資料の確認をさせていただきます。

最初に、本日の会議の「次第」、「第8期新潟市都市景観審議会委員名簿」、「前回の都市景観審議会の意見等に対する対応等」、「新潟市景観計画の策定及び新潟市都市景観条例の改正意見募集結果」、事前に送付させていただきました「新潟市景観計画(案)」及び「新潟市都市景観条例改正の概要」、以上6点でございます。よろしいでしょうか。過不足はございませんでしょうか。

引き続きまして、議事に入らせていただきます。

今回は第8期の初めての会議であります、誠に略儀でございますが、会長選出まで事務局でこのまま進めさせていただきます。

本日の審議会は委員20名中、16名の委員の皆さまがご出席でございますので、新潟市都市景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

最初に会長の選出でございますが、審議会規則第4条第1項の規定により、会長は委員の互選により決めることとなっております。どなたがよろしいでしょうか。

山崎(完)委員

今までどおり、小磯委員でいかがでしょうか。

高井街づくり推進課長補佐

ただ今、小磯委員にというご発言がありましたが、小磯委員に会長をお願いすることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。

それでは、小磯委員には会長席にお移りいただき、以後の議事進行をお願いいたします。

小磯会長

ただ今会長に選出されました小磯です。このような進行は不慣れですけれども、皆様のご協力を仰いで進めたいと思います。よろしく申し上げます。

先ほど事務局より報告がありましたけれども、今日は会議が成立しておりますので、皆様のご協力をいただきながら議事を進行させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、新潟市都市景観審議会の運営規定第4条の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただきます。署名委員には、山崎完一委員と折笠レイ子委員の両名をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、新潟市都市景観審議会規則第4条第3項にあります、会長の職務の代行について、会長が欠けたとき、あるいは会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行するとなっておりますので、私から指名させていただきます。今回も大熊委員

にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、「景観計画の策定について」、事務局より説明していただいて、あとで、各委員の方々から質問あるいはご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

池田街づくり推進課長

街づくり推進課長の池田でございます。ご説明させていただきたいと思います。

資料番号がなくて恐縮でございますが、はじめに、「前回の都市景観審議会の意見等に対する対応等」という資料をご覧いただきたいと思います。前回、景観計画の素案をお示して、色々のご意見を賜ったところでございますが、その意見を踏まえ、今回また整理をさせていただいておりますので、その内容について概要をご説明申し上げます。

最初に左側の「意見」でございますけれども、景観計画の区域につきまして、信濃川沿いの区域に高さの規定を設けるということにしていたわけでございますが、この表現で「河川区域」というような表現をしていたところでございますが、少し分かりにくいのではないかと、もっと明確にするべきではないかというご意見でございました。これにつきましては、そのとおりと我々も認識したところでございますので、明確に道路の境界ですとか、民有地の境界など分かりやすいところから 100m というふうに対象区域をイメージすることとしております。詳しい内容につきましては計画の説明の中で申し上げたいと思います。

もう一つ、計画の区域について、海岸線の景観についても特別区域とすべきではないかというご意見でございました。これにつきましては、海岸、特に松林は風致地区、都市計画で定める風致、あるいは佐渡・弥彦・米山の国定公園といったところで、むしろ景観計画よりもより厳しい規制のかかった区域でございますので、景観法によらずともそちらのほうでしっかりと守られていくべきだろうと考えているところでございます。

2番目は、基本姿勢、目標、方針ということでございますが、各種色々とキャッチフレーズ的なタイトルですとかキーワード、言い回しなど整合するべきだ、もっと個性を出すべきだと、色々のご意見をいただきました。また、姿勢におきまして、「まもり」、「そだて」、「つくりだす」だけではなくて、「つたえる」ということを加えることが必要ではないかということなど、それぞれご意見をいただきました。そういったご意見を踏まえまして、今回、全体的に景観計画を大分修正いたしましたので、後ほどの説明の中で詳しく申し上げたいと思いますが、基本的に、現行の景観形成基本計画の骨格を基に理念、目標、姿勢といったことで再構成を図ってまいりたいと考えております。

最後の3番目、行為の制限に関する事項ということで、丘陵等の土地の形質変更の規制ということでございますが、これにつきましても、景観法の他に森林法に基づく法律のしぼり

がございまして、こちらでしっかりと景観の維持項目なども含んだ基準が設けられており、それに沿ったもので許可が行われているということでございますので、そちらのしぼりの中で進めてまいりたい、また、協議の中でも我々からはご意見を、届け出等に関しては働きかけてまいりたいと考えたところでございます。

前回の都市景観審議会の意見等に対する対応ということでは、委員の皆さま方の意見に対する対応は以上でございます。

続きまして、いわゆるパブリックコメント、「新潟市景観計画の策定及び新潟市都市景観条例の改正の意見募集結果」という4枚綴りの資料でございますが、募集期間が9月19日から10月9日まで行われました。提出していただいた人数は8人の方で、内容の件数は10件ということでございます。

それぞれの意見の対応ということでございますが、ページを開いていただいて、景観計画の骨子ということで、景観計画区域につきまして3件ございました。我々は信濃川沿いですとか、二葉町地区という2地区の指定を目指したいと計画を立てているところでございますけれども、それだけではなく、もっと他にも守らなければいけない、あるいは大切な区域があるので追加していくべきであろうというご意見でございます。これについての考え方でございますが、もちろん我々もこの2地区で終わるということは毛頭考えておりませんで、当然、これをスタートとしてさらに必要な区域について追加指定してまいりたい、住民のご意見をいただきながら追加をしてまいりたいと考えております。

次に、(2)景観形成の方針につきましては、意見はございませんでした。

(3)景観形成基準でございますが、これに4件の意見がございまして、4件の意見いずれも信濃川沿いの高さ制限をもっと慎重に考え、あるいは制限するべきはないというご意見でございます。むしろもっと高いものが都市の勢いとして必要ではないかというご意見でございました。これに対しましての私どもの考え方でございますが、この審議会におきましても委員の、ここにつきましては総意をいただいたと重く考えておりまして、私ども、信濃川の景観というのは新潟らしさということで一番大切だろうと、その前提に立って、やはり高さということについては一定のしぼりをかけていきたいと、しかしながら、高さだけでは不備な点もございますので、ページをめくっていただいたところにも書いてありますが、例えば建物同士の距離の確保ですとか、壁状にならないような基準といったことを今の時点で表現できる範囲で加えてまいりたいと考えたところでございます。

次に(4)景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針につきましては、ご意見はございませんでした。

次に2番の条例の骨子に関するご意見ですが、いただいたご意見の趣旨は、条例のしぼり

がかけられると、今ある建物が、自分の建物がどういった取扱になるのかということで、建て替えたり、改修したりする必要があるのかということをご心配されるご意見でございましたが、これにつきましては、既存の建物等につきましては適用できないだろうと、建て替えですとか新築といったときに景観の枠がはめられていくと考えているところでございます。

その他のご意見といたしましては、最後のページになりますけれども、広告物の規制なども細かく必要ではないかということでございます。これにつきましては、そのとおり我々も認識しておりますので、景観計画に広告物の景観のありようをうたった上で、屋外広告物条例にそれを定めてまいりたいと考えたところでございます。

最後に、専門家などを交えて頻繁にこういったことを議論する場がほしいというご意見でございまして、我々も市民啓発、PRというのは重要だと認識しておりますので、さまざまな機会を捉えてそういったことを開いて、場を持ってまいりたいと考えております。

以上が、先回までの審議会でのご意見、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえての対応案でございます。

こういったご意見を踏まえて、本日お示しする景観計画の案を策定させていただいたところでございます。「新潟市景観計画(案)」という冊子でございますが、こちらで引き続き説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをご覧ください。1の景観計画区域でございますが、(1)で、市全域を計画区域とすることとしております。(2)では区域の区分を定めておりまして、特に地域特性に応じた景観形成を進める区域として、特別区域というものを設定しております。それ以外を一般区域ということで区分いたしまして、特別区域にはここに記載の2地区を設定したいと考えております。その区域範囲につきましては、計画面の最後に参考図を添付させていただいております。そちらの壁にも貼り出しておりますが、後ほどご確認いただければと思います。なお、この特別区域につきましては、パブリックコメントの回答でも申し上げましたとおり、この2地区をスタートとして、今後各地域の特性を踏まえ、住民の皆さまのご意向を把握しながら、段階的に追加していく考えでございます。

次に、2ページに良好な景観の形成に関する方針でございますが、ここでは景観計画の基本理念、基本目標、実現に向けての基本姿勢、基本方針を示しております。(1)基本理念でございますが、新潟市の景観の最大の特性といたしまして、豊かな水辺、広大な田園といった誇れる景観を有しておりまして、さらには、くっきりとした四季の恵みが新潟の景観を特徴付けるキーワードと私どもは考えております。文章の中ほどでございますが、キャッチフレーズの「水辺と田園が光る四季美しいまち」が私たちの新潟の景観の姿で、さらにそれを伸ばしていくべきであろうと捉えたところでございます。それに加えて、都市の発展で

すとか、市民主体の取組の必要性といった観点も盛り込み、その下になりますけれども、新潟市が大切にすべき景観づくりの基本理念として四つ掲げております。

続いて(2)基本目標でございます。この四つの基本理念に則しまして、それぞれに目標とする景観形成の在り方を掲げたところでございます。自然、歴史、文化、個性、賑わい、市民主体、やすらぎといったことをキーワードといたしまして、目標を掲げたところでございます。

次に3ページになります。(3)実現に向けての基本姿勢でございます。こちらでは、計画実現に向けて取り組む姿勢として三つの事項を示しております。「まもり」、「そだて」、「つくり」に、先回ご意見をいただきましたので、「つたえる」という、次の世代へ伝えていくといことを新たに付け加えたところでございます。

4ページでございます。(4)基本方針といたしまして、景観の種類ごとに景観形成の方針を記載しておりますが、これらは現行の景観形成基本計画に、合併により新たに景観資源となりました山ですとか、丘陵といった新しい景観としての地区を加えて、再整理を行っております。

また、隣の5ページでございますが、(5)特別区域の方針として、2地区につきまして基本方針よりさらに詳細、具体的の方針を掲げております。二葉町地区と信濃川沿いの地区につきまして個別具体的の方針を掲げております。

続いて6ページをお開き願います。3良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項ということでございますが、ここからは具体的な景観誘導についての届出対象となります行為ですとか、基準となります行為の制限を定めております。(1)一般区域でございますが、届出対象行為といたしまして、現行の都市景観条例を継承する形でそのまま移行するというところでございます。

隣の7ページから8ページまでに及びますけれども、こちらには具体的な景観誘導に当たっての行為の制限の基準を示しております。これらは冒頭のご挨拶でも申し上げました、すでに公表しております景観ガイドラインの内容に則しまして整理・整合を図ったものでございます。

9ページでは(2)特別区域といたしまして、二葉町地区独自の届出対象行為、さらに10ページに同じく二葉町独自の景観形成基準を記載しております。いずれも現行の景観形成地区として定められたものを継承する形で取り扱ったところでございます。

隣の11ページでございますが、もう一つの特別区域でございます信濃川沿岸地区におきまして届出対象行為は一般区域と同様とした上で、景観形成基準につきましては、一般区域の基準に加え、景観ガイドラインに則した建物の高さ50mなど、さらに先回までの審議会

でのご意見、パブリックコメントを踏まえまして、壁状にならないなどの配置、意匠についても現段階で示せる範囲で記載したところでございます。

最後に 12 ページでございますが、4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針といたしまして、それぞれ指定の該当要件をお示したものでございます。その下の 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項につきましても、良好な景観形成を図る上で屋外広告物の影響が大きいとの認識に立ちまして、その行為の制限を打ち出したところでございます。なお、具体的な届出対象行為、制限の基準につきましては、当該事項に基づきまして、別途屋外広告物条例で定めてまいります。

以上で、景観計画の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

小磯会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお伺いしたいと思いますけれども、大変長いので、これを見ますと 5 項目に分かれています。新潟市景観計画（案）のうち、大きな項目で 1、2、3、4、5 とあるので、各項目ごとについてご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。議事録作成の関係から、発言の際にはお名前をおっしゃってからお願いしたいと思います。

それでは、第 1 項目の景観計画区域について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。他の項目とも関連しているところがあります。区域なども、他の項目には二葉町など細かく出ていますから、そこら辺は臨機応変に 1 項目を主体にお願いしたいと思います。

西村委員

特別区域で 100m の幅で指定をしたときに、敷地の一部がかかる地域というのはたくさんありそうなのですが、建物の一部もかかるところがどうもありそうで、ゴルフ場の金網の半分がかかっているとか、中途半端なところがたくさん出てきて、100m の線すれすれだったり、ちょっとかかったり、半分かかったりという建物や敷地に対する景観のコントロールはどのような調整の仕方をされるのでしょうか。

池田街づくり推進課長

どのエリアまでを河川、信濃川を中心として守るべきかという議論をするときに、当然、区域エリアをどうするかということが課題になったわけですが、分かりやすくやれば、例えば道路の 1 ブロックというのが分かやすさとしてあったと思うのですが、信濃川沿いを見たとき、必ずしも一定の幅ではなくて、非常に中に入りすぎるといふ場所もございます。例えば県庁の近くのあたりなどでかなり道路が陸地側に入り込むということがあるので、河川の景観ということであれば一定の幅ということをまず前提にしたいと考えたところでございます。100m になりますと、今おっしゃったように、敷地の一部とか建物の一部というこ

とになるわけですので、その考え方としても、敷地に少しでもかかればその敷地が全部しぼりを受けるといった見方もできると思うのですが、我々は、一部の敷地がかかった部分、そこが守られれば、その後ろであれば、それはやむを得ないと取り扱いたいと考えております。例えば土地の中でセットバックするとか、その部分だけは 50m よりも低いというようなことで考えてまいりたいと思います。

西村委員

運用しているうちに色々な問題がきつと出てきて、ここに何か造れないから、線のほんの少し外に特別区域を逃れて構築物をつくるかというやり方も無きにしも非ずだということが 1 点で、そこをどうやって埋めていくかということが課題になるでしょう。

もう一つは、これは新潟市の市民の方たちに、あなたのところはどうかという認識をしていただくためには、一部かかっているか、全部かかっているかという判断を共通して持たないといけないような気がするのです。どのようにこれを伝えるかということですね。ここに 100m の線の内と外では条件が違うんだときちんと言えるかどうかということを含めて、まちの人たちがきちんと認識するような方法をとらないといけないのかと思います。

小磯会長

ありがとうございます。区域について西村委員からご意見が出ましたけれども、特別区域の地図にあるような設定、これについて、地域住民の同意などは得ているわけですね。

池田街づくり推進課長

強制力を持った形にはまだたどり着いておりませんので、この説明というのはしておりません。こういった、パブリックコメントですとか、公表するという形で今は知っていただいております、さらに今後、この景観計画が告示されるときには、色々な形で、今、西村委員からもございましたように、PR に努めてまいりたいと考えております。

小磯会長

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問はありますか。

田澤委員

今の西村委員の意見に関連してなのですが、今、信濃川だけの問題なのですが、例えば白山神社前のマンションとか、いわゆる指定した場所の背後地、それを見る場所によってはすごくいい景観であったのに、急に高いものが出た、広島原爆ドームと一緒に、それを考えていきますと、例えばみなとびあの周辺、だんだん河川整備が進んでいきますと、当然、マンションが建ち並んでいく流れも、やはりやすらぎ堤が整備されて都市的な環境として非常に魅力的な場所になったために不動産的な評価が高くなって、そこに商売というも

のが成り立っているわけなので、そこに今規制をかけようという考え方になっているわけです。

それと同じように、これから新潟みなとまち、食と花で売っていくときに、当然、河口のあたりの景観というものもある程度、どういう都市像になるかということを想定して、今かけるということよりは、そういうものも少し将来ビジョンとして考えていったらいいかと思っております。ですから、それに併せて、特別区域、準特別区域みたいな形でアドバイスができるような指定の仕方もあるのかと思います。

小磯会長

ありがとうございます。

中野委員

今のところで、道路と民有地の境界線を基準としてここから 100m というのは、信濃川べりのことを言うのでしょうか。堤防があって下がって道路がありますね。そこまでを道路とって、民有地はそこから内側に 100m ずつ帯を作るといことなののでしょうか。

池田街づくり推進課長

この図面ですと小さくて恐縮なのですが、皆さん、場所はよくお分かりだと思うのですが、信濃川沿いに道路がございますけれども、その道路の民地側の境界、そこを基線として 100m 陸側という考え方です。道路がないところにつきましては、現況の川の護岸から 100m という形で設定をしたいと考えています。

中野委員

それともう一つ、そのあたりの関係なのですが、市民の意見で 50m に制限するということが、本当に新潟市のためにいいのだろうかという市民の意見が三つくらいあるようですが、私も 50m に全部制限してしまうと逆に壁みたいに 50m になってしまって、景観としてはいかがなものか。それよりも、60m あっても 70m あっても緑地がいっぱいとれて、緑がありながら美しいまちづくりをした方がいいのではないかという気持ちがあるのです。だから、50m にしようとする委員会では決まっているわけですか。それを前提として、我々はその枠の中で討論していくのか、あるいはそれはそれで、そういう意見が強いけれども、その辺は柔軟性があるということなのか、その辺の確認をしたいと思えます。

小磯会長

ありがとうございます。これについては、大分前からこの案について検討し、50m の一つのお願い案ができたわけですが、そこら辺の経過のご説明を願えますか。新しい委員の方もいるので。

池田街づくり推進課長

信濃川沿いの高さの規制ということにつきましては、冒頭の局長の挨拶にもございましたように、やはり信濃川の景観、萬代橋周辺の景観として、それが一番ふさわしいのか、私たちが誇りとする信濃川の景観として、スカイラインとして、それが一番いいのかどうかというところが議論の出発点としてございます。政令市効果とも言えるのですけれども、マンションがかなりの勢いで、予想を上回る建設ラッシュがあって、市民からの景観についての声非常によく、あるいは高まってきたという背景の中で、信濃川の周りの高さというのはやはり一定の制限、その制限の中で周りから突出しないということが一番のポイントではないかと、この審議会の中でも共有の認識として積み重ねられてきたと思います。

今、中野委員がご指摘のように、50mを守れば壁のようにくっついていいのかということにつきまして、先回もそういったご意見が出ております。我々も、そういう形ではまだ景観としては不釣り合いになるだろうと考えておりますので、今回、建物の離れですとか、デザインとか意匠といったこともしっかりと規制の中に込めていきたいと思っております。高さの問題についても、何がなんでも50mということではなくて、議論の出発点を50mにまず揃えて、周りの空地ですとか、緑地ですとか、賑わいですとか、都市に貢献する使われ方が提案されてくれば、例えば60mとか70mということについて、また市民の皆さんに投げかける形で、そういういい空間ができるなら、ここのポイントならその高さもいいではないかという形のまちづくりが行われていけば、それもいい道ではないかと考えております。

小磯会長

ありがとうございます。

中野委員

では、50mは一つの基準としてこの委員会では想定しているけれども、柔軟性があると、それ以上高いあるいは低い素晴らしい案が出てきた場合は、柔軟性を持って対応するということがいいわけですね。私は業者ではありませんけれども、マンション業者の人は土地を買ってそれを最大限有効に売らなければならないということになってくると、例えば50mに制限されると、だだっ広いものを造ってしまう危険性の方が多いですよ。そうならないように、むしろ、もっと緑地をいっぱいになさいという制限の方が、高さ制限よりは有効なのではないかと私は思っているわけです。柔軟性もあるということであればいいのではないのでしょうか。

小磯委員長

ありがとうございます。区域が信濃川、二葉町とありますけれども、具体的な数値などについては第3項目に出てくるので、第1項は、地区を信濃川、二葉町に指定した基本的な項目ですから、それについてのご意見をお願いしたいと思います。具体で3項目に出てくるので、

そのときにお聞きしたいと思います。

鈴木委員

今、おっしゃったように、壁面などのことに関しましては届出対象行為のところでは伺いた
いたところでございますけれども、地域なのですが、今、2地区が特別区域として指定され
ておりますけれども、パブリックコメントにもありましたような他の地域のお願いというか、
提案も出ているようです。業者さんにとっては早くいい所は確保したいということがあると
思うので、スピード感を持って、追々ということではなくて、やはり指定をしていく必要が
あるのではないかと思うのですが、その辺のところは、いつまでにというようなお考えはご
ざいますでしょうか。

小磯会長

この2地区以外の指定についてですね。これは行政的にも色々な問題も含まれて、地域の
同意だとかということがあると思うのですが、そこら辺の見解が事務局として何かあ
ったらお願いしたいと思います。

池田街づくり推進課長

たしかにスピード感というのは一番大切だと思っております。段階的に進めてまいります。
いつまでにということは今時点では申し上げられませんが、努めてまいりたいと考えており
ます。

大熊委員

今のことに関連して、新潟市が政令指定都市になって、田園型ということ強くうたって
いるわけで、旧新潟市内だけに特別地区を考えるのではなくて、やはり、新たに入った所
でもそういう所を積極的に考えていってほしいと思っていますので、ご配慮のほどお願いいた
します。

小磯会長

ありがとうございます。たしかに、例えば岩室などといった地域だとか、色々な地域特性
があるわけですから、行政にお願いばかりではなくて、我々委員会としても積極的に提案し
て、こういった問題について検討してほしいという形で意見を出さないといけないのではな
いかと思っています。

中野委員

二葉町1丁目1区という所が指定されたようですけれども、私は第1回目の出席なので今
までのいきさは分かりませんが、ここが特に選ばれた理由はございますか。

池田街づくり推進課長

新潟市はすでに都市景観条例がございまして、景観の形成地区というものがすでに現存す

る地区でございます。そういったことで、非常にいい景観づくりを住民の方々に進めておりますので、それを引き続きこの計画の中でも位置付けてまいりたいということでございます。

小磯会長

この二葉町に関しては、住民の方から積極的な働きかけがあったと記憶しているのですが、最初はそうですね。

事務局

二葉町1丁目につきましては、平成10年頃、地区の方々と市とが一体になりまして、面的な景観整備をするということで基準を設けまして、それに基づいて、景観形成地区という形で指定された経緯がございます。ですから、これにつきましては、地元の方たちの合意の下で成り立ったということですので、景観形成地区といわれる地区に指定されている、現行条例でも指定されている地域でございます。それを今回、景観計画の中で移行するという形をとるものでございます。

小磯会長

まだ残っていますので、後ほど、ご意見がございましたら戻って、総体的にお聞きしたいと思います。

第2項の良好な景観の形成に関する方針についてご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

これも前回、色々なご意見を賜って、事務局でまとめてもらったものです。

田澤委員

意見ということではなくて、仕組みを作ってほしいという希望なのですけれども、(3)の実現に向けての基本姿勢の中で、「つたえる」という言葉があるのですけれども、我々は景観として考えたときに、その象徴はやはり建物だと思うのです。建物というのは当然施主がいて、それを設計し造る人がいるわけです。一般に施主さんというのはあまり景観には関心がないわけです。やはり設計者あるいは施工者が一番のキーマンになってくると思うのです。そういう意味では、「つたえる」とか「そだてる」という視点の中で、例えばこういった景観審議会で決めたこととか、新潟の景観はこうあるべきだといったときに、建築設計協同組合さんなどに行って出前講座というか、こういうふうにならぬ新潟市は考えていくので、こういうふうな方向で色々なご提案をお願いしたいとか、そういう議論の場が今少ないような気がするのです。ただお願いばかりで、一般市民のシンポジウムなどは非常に盛んなのですけれども、実際に造る方の意識の啓蒙というものがもう少しあったらいいなと。そのための仕組みがあったらいいと思います。希望です。

小磯会長

ありがとうございます。

山崎（完）委員

一番最後に、「長期的で総合的な視点で取り組む」という立派なことが書いてあるのですが、私からの提案なのですが、これらのことを学校教育の場に取り入れられませんか。子どもの教育ですね。一つ、私は経験がありまして、今、佐渡金山の世界遺産ということで色々な調査活動をやっていますが、地元では小学生たちに色々な勉強をしてもらうということで、私などもたまに行って、少し講釈をたれてくるということもあるくらいですので、今後、これは景観ですので当然長期的にやらなければならないということになると、子どもたちに対する教育といえますか、将来、子どもたちに担ってもらうんだという視点での取組が必要だと私は思います。

小磯会長

ありがとうございます。これは意見としてとどめておいてください。

西村委員

2ページの基本目標なのですが、四つ書いてありますけれども、読むときに、最初に出てくるのが一番大事なのだろうと思うわけですが、政令指定都市が、「自然を活かした」ということを最初に言うのかというのがよく分からない、馴染まない。新しい政令指定都市になったときの景観の計画でしょうから、この順番は何か議論があったのでしょうか。

池田街づくり推進課長

順番については、優先順位という位置付けはしていません。現行の計画の枠組み、フレームを継承した形にもなっていますが、一般的に計画づくりをするときにどうしても自然から入って、文化へ行って、そして都市の賑わいという、大体そういった組立できているということでございます。

小磯会長

よろしいでしょうか。この順番はおかしいとか、ここを一番にもってきたらいいとか、ないでしょうか。

西村委員

優先順位がないのなら、それはそれでいいと思います。

小磯会長

ありがとうございます。

他にございますか。

中野委員

基本理念と基本目標、基本姿勢とあるわけですが、すべて読んでみるとこのとおりなので、

大変いいことを言っているとは思いますが、具体的にこれを実行する場合に、行政の枠というものはどの程度まで、あるいは指導というものはどの程度まで活かされるのか。ここでは非常にいい理念あるいは目標、姿勢というものがあっても、実際に市民がつくる場合、計画をする場合はこれはこれで置いておいて、ばらばらでやってしまうという心配があるのですけれども、その辺の行政の指導範囲、規制範囲というものはある程度限定されるのだと思うので、どうなのかという気がするのです。本当はもう一歩進めて、ヨーロッパの大部分のところはそうであるように、この材料しか使ってはいけないとか、あるいはカラーコーディネーションはこうだという、ある程度の統一、一つの品の良いまちづくりをしていくには、ちんどん屋のようにばらばらにするのではなくて、ある程度、使われる材料とか色とか屋根のカーブまで規制している国が多いと思っています。そういうことはまだできないわけですか。その辺はいかがでしょうか。

小磯会長

今の中野委員のようなご意見も以前からよく出ているけれども、そこら辺の行政の指導力、こういった委員会としての指導力、現在、分かっている可能性、こういうところまで検討できるのではないかとということがございましたらお願いします。

池田街づくり推進課長

残念ながら、今の段階で新潟市は、例えばこうでなければいけないという明確な景観の形というものでたどり着いておりません。それはこれから一步一步、市民の皆さんと積み重ねていかなければいけないものだと思います。

中野委員

では、関連ですが、少なくとも、最低限、住宅地はブロックの塀はもうやめようとか、カラー鉄板の屋根はやめようとか、品のないまちをつくらない最低限のことくらいはできないのでしょうか。

小磯会長

これは非常に難しい、懇談会のときからそういった意見が出ているのですけれども、例えばブロック一つについても、建てる個人の自由があるわけです。そこら辺との葛藤がいつも出てくるわけですが、当然、これは委員会として大まかな、法的な拘束力のあるものではなくても、ここはお願いしたいと、その一環として、例えば生垣助成みたいなものは、今、市でやっているわけですから、そういう形で検討していい方向にこれからもっていかなければいけないと、この委員会も思わなければいけないと思うのです。

事務局

今の中野委員のお話はごもっともなのですが、それにつきましては、3の良好な景観の形

成のための行為の制限の、景観形成基準、これが新潟市のすべての建物の目標になりますので、こちらで具体的なものが出ております。7ページになりますが、これにつきまして、ご意見をいただければと思います。

小磯会長

ここの理念、目標に関して他にございますか。

なければ、第3項目の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項についてお願いします。ここにかなり細かい数値も出てきているので、目を通していただきたいと思います。

鈴木委員

先ほどらい出ております、壁面のことなのですけれども、これに関しては以前からの委員会で何度も、高さがなくても、壁面で川を覆ってしまうようなことはよくないという意見は出ていたように思いますけれども、これに関しましても、特に何メートルとか、いつまでにとかということもこれから暫時決めて、スピード感を持って決めていただくことになるのでしょうか。

もう一つ、この資料をいただいたときに、景観条例改正の概要という用紙をいただいておりますが、届けに対する処分というところで、以前には規定はなかったのですが、今回、届出行為を守らなかった場合の規定というか、罰則まではいかないのでしょうかけれども、その点に関しても暫時、スピード感を持って決めていっていただけるのでしょうか。伺いたいと思います。

池田街づくり推進課長

信濃川沿いの特別区域が壁状にならないとか、どれだけ離すかということでございますが、思想としてうたい込んだところでございまして、今度、それをさらに強制力といいますか、法的な拘束力を持たせるためには都市計画で定める必要があるのですが、それに向けて、来年度以降から地権者の意向調査ですとか、具体化に向けた準備をしまいたいと考えております。

もう一つの罰則等ですが、これは条例のほうで今回新たに変更命令などをやっていくことになります。

小磯会長

ありがとうございます。

他にございますか。

池田街づくり推進課長

すみません。今のところで訂正なのですが、景観法で罰則等はもう定めてあるのです。その運用などを条例で補足するという形になります。

鈴木委員

お願い条例では終わらないということですね。分かりました。

小磯会長

他にございますか。

大熊委員

意見ということで、私自身、考え方をどう整理したらいいのかははっきり分かっていないところもあるのですけれども、今までの建物、特に戦後の建物というのは30年くらいでどんどん造り替えているわけです。この建物も、何年もつかなというところがあるのですけれども、前の市役所も30年経たずに造り替えてしまいましたよね。要は、都市の建物がある程度長く存在してくれていることによって愛着がわき、そこで景観形成というものがつくられていくと思うのです。そういう視点、もう少し建物の耐用年数を長くしろという規定はなかなかつくりにくいのだらうと思いますけれども、今までは何でもかんでもどんどん回転率をよくして建て替えていくといった思想の中で考えられてきていた。今後はそうではないのではないという考え方を、この中のどこかに入らないかと考えたりしているのですけれども、すぐには出てこないのですけれども、是非、その辺のことも、時間軸を積み重ねていくような都市を形成していこうということです。

そういうことがあって、3ページに「そだて」、「つたえる」といったような言葉も出てきたのだらうと思います。その辺の意識をもう少し、今後でもいいのですけれども、考え方を整理して、この3のところには何かうまい基準が出てくればいいかなと思っているので、今すぐということではないのですけれども、考え方として、少し意見を述べさせていただきますということです。

小磯会長

ありがとうございます。後世に伝えられるような、建築なら建築の内容といったものもこの項目に含めて、そういったものを残したいというような意見がここに入らないかということ、これもやはり検討の余地があると思うので、していただきたいと思います。

中野委員

関連した話なのですが、景観形成基準というところで、今の熊委員の意見に近いのですけれども、歴史的で古くて良い建造物というのは積極的に保存して残す、その景観を守り続けるというのが形成基準の中のどこかにあるかと思って見ているのですが、これからこうしますという中で、古くて良いものを積極的に保存して、歴史的なまちづくりをするという感じはないようですが、そういう表現があってもいいのかもしれない。

確かに、材料の問題なのでしょうけれども、日本の場合はどうなのでしょう、数百年な

んていう建物は少ないですよ。日本の場合は残すならやはり木造が一番いいですよ。鉄筋コンクリートはどうなのでしょう。私は専門家ではありませんけれども、せいぜい 50 年、60 年で腐ってしまうのでしょうか。

大熊委員

土木構造物だと七、八十年です。

西村委員

建築は今、100 年もたせようということを考えながらコンクリートを打ったりしていますね。

中野委員

ヨーロッパみたいに全部石で積み上げていけば、パリのように 400 年だとかいうことになるのでしょうか。

西村委員

パリも今のところはせいぜい 200 年くらいのもですね。

中野委員

鉄筋ないしは鉄骨を入れて、コンクリートで包むという今の造り方では多分そんなにもたないのでしょうか。でも、新潟で石を積み上げてビルを造るなんていうことは考えられないでしょうから。それにしても、木造でも古くて良いものはありますね。こういうものを是非景観の中に残して、まちづくりを進めるということをやっていただきたいと思います。

もう一つは、これは非常にいいことがあちこち書いてあるのですが、高い木、できるだけ大きな木ということでしょうか、高い木を多く植えるように揃えたい、これは本当にそのとおりなので、世界中どこへ行っても、良いまちだと思う所は全部木がでかいですよね。その木が一般の住宅の屋根よりもずっと高いです。例えばヒューストンなどでも、あんなに新しいまちですけれども、ダウンタウンの高層ビルの上から広いまちを見ると、全部森です。一般住宅の屋根が見えない。ということは、一般住宅の屋根よりも庭の木の方が高いということなので、新潟も大きな木がいっぱい増えるといいと思いますので、そういうところが 2 箇所か 3 箇所あるようですから、いいのではないのでしょうか。

小磯会長

他に、この項目に関してございますか。

田澤委員

形成基準の仕上げ材というところで、今、ご議論いただいた話で出てきましたけれども、いわゆる風化と、美しく古びていくということとは全く違うと思うのです。そういう意味で、木とかレンガとか石とかというのはエイジングの効く、見た美しさを出していく素材なわけ

です。それに比べて、今、新建材をあまり使わないようにしようというので、特に住宅では木が使われてきているので、もう少し汚れ、損傷、色あせていくことにより古びていく美しさというものもあると思いますので、もう少し言葉を色々と挙げながら整理するか、あるいは事例を挙げながら説明するとか、基準づくりの中で形容詞についてはもう少しご検討いただければありがたいと思います。

小磯会長

今、仕上げ材に関するご意見がありました。

他にございますか。

渡辺委員

景観形成基準についてなのですが、私も言葉の表現で若干気になっているところがございます。色彩のところの一番目で、最後に「けばけばしくならないよう努めること」とあるのですが、私も経験上、景観形成基準などの中でこういった言葉が使われているのをあまり見たことがないので、言葉は再考していただいた方がいいのではないかと、単に、基調色はあざやかさを抑えることということで十分に伝わるとは思いますし、若干表現は工夫した方がいいかと思っています。

また、景観形成基準全体を通じて、言いたい意図は伝わるとは思うのですが、それが具体的にどういうことなのかということが、住民の方だったり、事業者の方に伝わりにくい部分もあるので、今後検討していく中で、景観形成の工夫を集めた事例集とか、ここに努めること、配慮することとあるのですが、例えばそれを実現している例とか、こういうデザインならいいのではないのでしょうかとか、住民にとってビジュアルで分かりやすいようなものも考えて、市としてプレゼンしていった方がいいのではないかと思いました。

小磯会長

この基準を具体的に一般の方に分かりやすくという考えが必要ではないかということだと思います。

鈴木委員

重なる部分もあるかと思うのですが、この基準ができた時点で専門の建築の方だけではなくて、一般の方にも理解していただくためには、先ほど山崎（完）委員からもご提案がありました。教育の場にとり、ゆくゆくは、政令指定都市の新潟にはこんなものがあるんだよということでPRしていく上にも、例えば「マンセル記号値6」と言われても、専門でない者には具体的に分からないことがあるので、前にご提案いただいたように思うのですが、色の一覧、札幌などでも具体的にこういう一覧表が出たような記憶があるのですが、そんなものも付け足して表示していただくとありがたいと思います。

小磯会長

ありがとうございます。色彩などで、形成基準の中に、色の三属性とか、色あい、明るさ、あざやかさと書いてありますけれども、そういったものを決めるとき、例えば「概ねマンセル記号値彩度6」と書いてあります。将来、これを実行するにあたっては色見本みたいなものを、印刷で近似値になるわけですが、そういったものも予算配分上用意はできるわけですね。これは当然付けないと、自分は色彩学を長くやっていたわけですが、それでも、ある程度推測はつくけれども、6とって、具体的に色表に自分で絵の具で作ってみるとやはりずれがあります。ですから、こういったものをうたうには、おおざっぱでもいいですが、色見本といったものを付属させる必要があると思います。

他にございますか。

先ほどご意見が出ていた11ページの信濃川沿岸は、100m以内、高さを50mという具体的な数値が出ています。これを決める前の市民アンケート、これはたしか5,000人を無作為に抽出してやりましたが、そのときは、何か規制を決めるべきだというご意見が半分以上だったのです。果たして50mというのが妥当かどうかと突っ込まれると困るのですが、現状の建っている15階くらいの建物をまず基準にして、これがなければどんどん沿岸に高い建物が目白押しに建ってしまう可能性があるわけです。そうすると、眺望もないし、圧迫感で、新宿の西口のように真上を見なければ空が見えない、田園型は全く崩れてしまうので、早急にとということで、既存の建物を参考にしながら50mという案が出ました。

そうすると、今度は当然、建築を実際に施工している方々にとっては非常に大きな問題、地権者にとっても大きな問題だと思うのです。ですから、8人のご意見の中にはそういう方がいるかどうか分かりませんが、やはり反対の意見も出てきます。そこら辺を吟味しながらこういった数値を、ここでは一つのガイドラインとして提案させてもらったわけです。ですからその数値が出ているわけですが、先ほども中野委員をはじめご意見が出たので、ここではもう出ないと思いますけれども、そういった経緯もあったということをお伝えしておきます。

他にございますか。

上田委員

特別区域の範囲のことなのですが、昭和大橋から越後線の線路がありますが、その間は、あそこには今、工業用水の工場があるわけですが、聞くとところによれば、やすらぎ堤がずっと延びてくるということで承知しているのですが、今、区域の設定にあたっては、現在の河川から即100mという形で区域設定がされていて、越後線と昭和大橋の所ですがみ違いができています。この区間については、将来のやすらぎ堤とその背後に市道が連続されて

きると思いますので、その計画を見た上で、内陸側に余計に区域設定すべきではないかと思っております。そうすると、ライン的にも連続するような形になるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

小磯会長

ありがとうございます。今の上田委員の意見ですけれども、どのように考えるか、追加決定的にするのかどうか、そこら辺の考え方が事務局としてあったらお願いします。

池田街づくり推進課長

今のご意見で、ある程度、道路法線等が特定できる状況であるということであれば、それを反映して使わせていただきたいと思いますし、もし、今の時点で難しいということであれば、まずは明確に今の基線を考慮した上で、道路法線がはっきりした段階で変更も考えていきたいと思えます。

上田委員

参考までですけれども、道路法線はもうすでに確定されているはずですので、土木の方に行けば分かると思えます。

小磯会長

今の件はよろしくお願いします。

鎌田委員

確認なのですが、信濃川の下流部分というのは、まさに港湾区域の中に入ってくる場所ですけれども、港湾管理者である新潟県さんとは、ある程度、特別区域をかけるにあたって調整などはされているのでしょうか。

池田街づくり推進課長

港湾区域につきましては、現状で厳しい規制がかかっておりますので、景観区域の規制は現状では必要ないというのが実体でございます。港湾区域が今後あり得ることとしてはずれるという前提で一応かけておくという考え方でございまして、文書協議等は行っておりません。

鎌田委員

港湾法の中に入っていますから、ある程度制限なりもあると思うのですが、その辺の考え方の整合性は基本的には合致していると思うのですが、その辺は少し調整を図っていただいた方がいいのかと思ったものですから、一言言わせていただきました。

小磯会長

港湾区域の県との調整について、これは事務的によりしくお願いしたいと思います。

他にございますか。

特にないようでしたら、次の第4項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針について、ご意見、ご質問をお願いします。

山崎（完）委員

私は歴史が専門なのですが、実は、歴史的な建造物というのは住んでいる人とか、その地域の人たちというのは、生まれてこのかたずっと見ている風景ですから、あまり気が付かないというか、何とも思っていないのです。ところが、無くなって初めて気が付くというケースが往々にしてあります。ですから、そういうものを日頃から庁内で横断的に連携プレーをとられて、ここにはこういうものがありますよということを常にアピールしておく体制が必要ではないかと思うのです。昔からある有名な所は皆さん注目してくれるのですが、特に合併した後の農村部の景観となると、大変古い民家などがたくさん残っていますので、そういうものにも理解度を深めてもらうということ、常に情報発信を、それは行政でやればいいのか、誰がやればいいのかは別としまして、そういうところに留意していただきたいと思います。

小磯会長

ありがとうございます。特に合併したときの旧新潟市以外に散在する歴史的な建造物といったものについても調査し、景観に考慮したいということです。

他にございますか。

中野委員

景観形成上重要と認められる建造物は田舎の方に行くところあるかもしれませんが、それを指定した場合に、新潟市が指定するということなのでしょうが、マイナス要素もいっぱいあるのです。いじってはいけない、内部はいいのしょうけれども、少なくとも外観上は維持・保存なさいということになってくると、それなりにお金もかかりますし、拘束も多いということで、その辺のところをちょうどよく話し合いをしておかないと、指定は受けたくないという人もけっこう出てくるだろうと思いますので注意をしなければいけないと思います。

景観重要樹木ですが、これも田舎へ行くとけっこう木が多いですから、積極的にした方がいいと思います。旧新潟市内はわりと少ないですね。これから作ればいいのです。ついこの間姉妹提携をやっているフランスのナントへ行ってきたのですけれども、ナントのTGVの駅のすぐ前に直径1mくらいの柳の木がずっとあるわけです。大体200年くらい経っているそうです。200年経ってもあんなんだなということが分かりました。例えば柳都大橋のたもとあたりにせめて10本くらいのつもりで、大きくなってもいいというくらいスペースをきちんと維持して、柳の木を分かるように、今のうちにかなり広い範囲に植えて育てると、

200 年はオーバーだとしても、30 年、50 年経てばまあまあの木になってきます。

今、新潟市内は柳が多いのですけれども、みんな街路樹のような感じになっていて、信号が見えないなどで切ってしまいますので、葉が細々として寂しいわけです。ナントとかニュージーランドのクライストチャーチも大体 1 m くらいの大柳がいっぱいありますけれども、これは地面まで垂れているような大きな柳が並んで、ものすごい景観です。新潟市は「柳都」ということで将来売っていかうということでしょうから、積極的に柳の木を植えて、育てて、この場所にあつたらいいなと思う所へ植えていただきたい、これは要望ですけれども、お願いしたいと思います。

小磯会長

ありがとうございます。見つけるだけではなくて、積極的に育成するというご意見だと思います。よろしくお願いします。

他にございますか。

田澤委員

景観重要建物、これをもう少し具体的に、こういうものだというのが分からないのですけれども、いわゆる民間の施設で商売をしているものはだめなのか、入場料をとっているものはだめなのか、指定するにあたってどういう基準があるのか、その辺りが分かっているようでしたら、教えていただきたいと思います。

事務局

景観重要建造物なのですけれども、これにつきましては、歴史性というものの、時間的な経緯というものは問題にしておりません。それほど古くなくても、その地域を代表する建物であるとか、外観上ですね、これは内部の要素とは全然関係なくて、あくまでも景観ですので、外観がどうだという要素が非常に強いものになります。その地域を表す建物だとか、当然、歴史を感じる建物だとか、特色のある景観を保つというものであれば指定は可能です。今、田澤委員が言われましたように、お金をとっているからどうのこうという規定はございません。ただ、国の重要文化財等でより強い規制がかかっている建物については指定ができない、そちらの方で指定されているので、そちらに委ねるという形になります。

田澤委員

では、登録文化財は対象外ということになるわけですね。

事務局

有形登録文化財は重要文化財ではないですので、指定は可能になります。あれは 50 年以上経った建物で、個人登録で文化庁で認められればということですので、新潟でもけっこう有形登録文化財はございますが、そういった中で、これに該当するというものがありました

ら指定は可能になります。

田澤委員

都市景観賞などで都市部からの写真応募は多いのですけれども、これから田園型政令市となって、新潟の食と花を代表する地域のそういったものがかなり埋まっていると思うので、そういったもので掘り起こしながら、少しずつ早めに良いものを残せていけるような行政指導をお願いしたいと思います。

大熊委員

今の、景観重要建造物や景観重要樹木なのですけれども、これは指定をされると何か特典があるといいですね。登録有形文化財は固定資産税が半額になるとかということがあるので、これも、そこまでできれば積極的に指定を受けて、特典があってという方向にもっていったら、是非そうしてほしいと思います。

池田街づくり推進課長

国が景観法で定めて、こういった位置付けをしております、国の方で補助事業のメニューを用意しております。登録文化財よりももっと手厚い補助ができます。

大熊委員

それなら、みんなそちらの方がいいということになりますね。

山崎(完)委員

文化財に関係する者として、前に聞いたのですが、景観法というのは国土交通省ですね。文化財保護というのは文化庁ですね。予算規模が全然違うのです。そのうち、登録文化財がなくなって、景観法の指定建造物だけになるのではないかという、これは冗談ですけれども、そういう現実があります。

大熊委員

そうしたら、そういう特典をもっと目に付くように皆さんにPRしてください。

小磯会長

他にございますか。

特になければ、最後の5項目、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為ということですが、これについてお願いします。細かいことは、屋外広告物審議会で現在検討中です。それも踏まえて、ご意見があったらお願いしたいと思います。

加藤委員

明日、勉強会、懇談会ということで市と業者とこの内容について検討するということがありますが、屋外広告物審議会で検討されていると思いますので、その辺はうまく調整をとっていきたいと思っています。

小磯会長

ありがとうございます。

西村委員

新潟市の屋外広告物については、すごく集積をしている道路が各所に目立っていて、景観のコンサルタントの方たちのご努力もあるのでしょうけれども、それでもなお、こんなに広告がバタバタと立ってしまっているのかなというところがたくさんあります。重点的に何とかしなければいけない所と、信濃川の川辺のように、いい意味で頑張っていかなければいけない所と、何点かきちんと設定した上で色々なコントロールをご協議ください。業者の方たちも、おそらく新しい都市景観に向けて具体的な提案をされていると思うので、看板のごちゃごちゃしない新潟が生まれるようにご努力をお願いします。

小磯会長

ありがとうございます。

他にございますか。これは、いずれ開かれると思います、屋外広告物審議会に対する要望のようなご意見でもいいと思います。

田澤委員

これから交流人口ということを考えていくと、やはり観光がかなりウエイトが高くなっていく、そうすると民間の施設の誘導看板というのはなくなっていくと思うのです。例えばこれをどこか1か所にまとめて、観光バスなどの場所を決めて、そこに観光案内所としてやるかしないと、民間からすれば商売ですので、ある程度あちこちに必要になってくると思うので、その辺りも、ここでの議論でそういったことをどのようにして捉えていくかということも含めて、審議会で議論していただきたいと思っております。一つの意見です。

小磯会長

ありがとうございます。

中野委員

多分、これからもっとマイカーよりも公共交通機関を使う方向に世の中が進んでいくと思います。私が言うのもあれなのですが、バス停、屋根がきちんとあって、風防も横にあって、腰掛けがあってというものをそれぞれの所につくるとなると、相当お金がかかります。フランスのバス停などはものすごくきれいで、しかも品が良くて、きれいな広告が一つある、そこには時間表とか路線図も見やすく、あざやかに、しかも品良く貼ってあります。スポンサーをとって、それもセンスのないものでは困るのですけれども、かなり品の良い、センスの良い、いわゆるナショナルクライアントにスポンサーをしてもらおうと、大体一つのバス停は3年くらいで元はとれるそうです。

そうであれば、そういうバス停をある程度積極的につくってもらいと、公共交通機関に移り変わってくる、そうすると、環境問題もかなり改善されるのではないかと思いますので、広告物というようなところに、それを審議する委員会があるとすれば、そこにお話を願いたいと思います。

小磯会長

今、中野委員からバス停の話が出ましたけれども、アドバイザー会議でありましたように、報告できる範囲で、こんな提案もあるという報告をしていただけると参考になると思うのですけれども。

事務局

今、中野委員からございました、バスシェルターといわれるバス待ち、停留所なのですが、今までは、新潟市とか国あるいは一部新潟交通さんで設置いただいておりますが、今まで国はここに屋外広告物を認めていませんでした。ところが3年ほど前に、国土交通省の省令改正で、屋外広告物の設置を2面とか1面とか限定された中で設置を認めましょうということで許されるようになりました。新潟市でも事業者の方から打診がございまして、バスシェルターのデザイン、広告物につきましても、まちの景観を崩さない品の良いポスターという条件で、基本的には景観アドバイザーの方々から事前チェックをいただいて、了解を得たポスターについては掲示を認めましょうということで、今、案が挙がっておりますが、まだ実現には至っていないという形で進んでおります。新潟市にも設置が進んでくる可能性があります。

ただ、どこにでも設置されるものではなくて、歩道幅がいくつとか、設置する条件というものが国で決められていまして、それを満たす所ということになります。それと、当然新潟交通さんとしては、郊外の方ではなくて、乗られる方が多い場所、人目に付くバス停留所に設置するという形で、ある程度範囲は限定されるものということになっております。

中野委員

どうもありがとうございます。主要な市内停留所ということだと思います。私の知っている範囲でも、日本では三都市くらいがすでに先行しています。一面だけにきれいな広告があるのです。そしてシェルターになっている。歩道幅なども必要でしょうし、道路管理者の同意も当然必要でしょうから、色々な条件があると思いますが、積極的につくった方がいいと私は思います。それが市の景観を阻害するのではなくて、積極的に良くするのです。きれいなバス停があるために、美しいと思われるようなまちづくりをしていかなければならないと思いますので、どうぞよろしく願います。

小磯会長

ありがとうございます。

大熊委員

あまり言いたくないのだけれども、やはりここで言うておかなければしょうがないと思うのですけれども、屋外広告物というときに、行政がつくる色々な掲示板みたいなものにはかなり問題があるのです。色々あると思うのですけれども、私が気になるのは、例えば水門の絵だとか、ガスタンクの絵だとか、電光掲示板の大きいものだとか、その辺は民間に対してだけではなくて、やはり国土交通省も県も市も全部含めて、外に出す掲示板といったものに注意を払ってもらいたいと思うので、是非、その辺は配慮してほしいと思います。

小磯会長

これは大熊委員ばかりではなくて、再三機会があるごとに私も、一番悪いのは行政の看板だということを常々言っているのですけれども、何とか予算措置を得て、今、市内にもけっこう優秀なデザイナーが各広告会社にいるのです。小さな広告会社でも、コンクールなどの審査をしていますと、かなりハイレベルなセンスを持っているデザイナーがいますから、そういったところに少しでも予算を投入していただいて、行政の広告が一つの指導的な役割を果たさないと、いくら言っても乱雑な看板が減らないわけです。私がいちいち意見を言うてはいけなんでしょうけれども、大熊委員と同感のところがあって、よく運動しているものですから、一言添えさせていただきます。

大熊委員

行政の方はいいことをしていると思っているから、なかなか反省がないのです。そこをもう一步踏み込んで考えてやってほしいと思うのです。

小磯会長

ありがとうございました。

鎌田委員

我々も、景観に関しては色々勉強しているところですし、色々事業をするにあたって、例えば新潟港の海岸といったところもデザインなどはアドバイザーのご意見を伺いながら取り組んでやっているとあるのですけれども、その辺りで色々なご意見があって、必ずしもいいものができていない面も多々あるのだと思うのですけれども、引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、色々ご意見をいただければと思っております。

小磯会長

それでは、時間も迫ってきましたので、他にご意見がございましたら、事務局へお伝え願いたいと思います。案をとって、最終的には承認していただくような形になるわけですが、その前にご意見を願いたいと思います。

先ほどからいくつかご意見が出ているのですけれども、民間団体でも、今、まちの景観、まちづくりに関するシンポジウムだとか、活動が非常に盛んに行われています。行政間でも、他分野でもそういった計画があります。その横のつながりが全くないと言っても過言ではないと思うのです。音頭をとれるのは市ですと街づくり推進課しかないわけですから、是非、横の連絡をとって、コミュニケーションを図りながらまちづくりをしていかないと、単独でやってもなかなか動かないというところがあるので、横の連絡も併せてお願いしておきたいと思えます。

今日は、これで質疑応答は終わりにさせていただきたいと思えます。

続きまして、都市景観条例の改正について報告がありますので、事務局で説明をお願いします。

池田街づくり推進課長

それでは、新潟市都市景観条例改正の概要という資料をご覧いただきたいと思えます。

今回の条例改正にあたりまして、現行の新潟市都市景観条例を景観法に基づく条例として全面改正するというところでございます。表は左側から項目、改正条例の概要、現行条例の概要となっております。なお、表中下線部でございますが、下の 印にございましており、景観法の中で条例で定めることができるとされている事項をここでご紹介しております。

全体の組立といたしましては、良好な景観形成への取組といたしまして、大規模な建築行為等の届出などを規定した、これまでの市独自の条例を景観法に基づく景観計画と、運用に必要な事項を景観法に則し改正条例で定めるということ、それに加え、推進組織ですとか、表彰制度など、これまでの市独自の制度も引き継ぐこととしております。

1) 条例の目的

2) 条例中の用語の定義

3) 市、市民、事業者の責務といったものを現行の条例を引き継ぐ形で規定いたしたいと考えております。

4) 景観形成に関する計画と策定の手続きでございます。景観形成に関する計画は、景観法に基づく景観計画で定めることといたしまして、景観計画を策定または変更する場合は、当然に景観審議会の意見を聴くこととしたものでございます。また、下線部でございますけれども、景観法で、景観計画を提案する区域の権利者ですとか、まちづくりの推進を図る活動を目的としたNPO法人が、計画を提案できる団体と定められているところでございます。これに加えまして、市独自の規定として、これまで位置付けておりました、都市景観形成推進組織という枠組みを計画提案できる団体として定めてまいりたいと考えております。

5) 地区の特性に応じた景観形成及び6) 大規模な建築行為等の景観形成についてござい

ますが、いずれもこれまで届出が必要な行為の種類と規模を定め、その届出行為に対して指導、助言を行ってきたものでございます。これらの事柄が、景観法では日常の維持・管理など軽微なものを除きまして、規模の大小を問わずすべての建築行為等を対象とした規定になっております。そこで、届出の対象行為について条例で規定を設け、届出を要しない規模を定めるものでございまして、そのため、下線のように「届出を要しない行為の規模」という表現としております。例えばの表現で申しますと、現行の条例では、「建築物の新築や改築で高さが 15m を超えるものは届出が必要」となっているわけですが、今ほど申しましたように、景観法ですべてを届出対象としていることから、改正の条例では、建築物の新築や改築で高さが 15m を超えないものは届出が不要」といった表現を考えているところでございます。

7) 届出に対する処分につきましては、景観法で法的強制力が持たされたことから、今回の改正では現行条例で規定のない項目として、届出に対する処分に関する事項を新たに定めたいと考えております。一つ目は、景観法に則し、届出行為に対して変更命令を行うことができる行為と規模を規定するものでございます。二つ目といたしまして、景観法に基づく勧告、変更命令、こういった処分を行う際の手続きをこの条例で定めてまいりたいと考えております。三つ目でございますが、市独自の制度といたしまして、これは処分に従わなかった場合、その旨を公表できることといたしまして、その手続きについても定めようと考えております。

8) 景観形成上の建造物や樹木についてでございますが、景観重要建造物、樹木の指定、または指定を解除する場合、これまでの都市景観形成主要建築物等と同様に、当景観審議会のご意見を聴くこととしております。また、景観法では、景観重要建造物や樹木を指定したときに、現地に標識を設置することとなっておりますが、設置する標識の内容ですとか、景観重要建造物や樹木の管理の基準について、条例の中で規定してまいりたいと考えております。

9) では、景観形成を推進する組織の認定

10) では、景観形成に対する技術的援助や経費の一部の助成

11) の表彰制度などについては、これまでの市独自の制度を引き続き行うことといたしまして、それらに必要な事項を条例で定めることとして考えております。

以上、都市景観条例の改正の概要について、簡単でございますが、中間報告とさせていただきます。

小磯会長

ありがとうございます。ただ今の報告について、ご質問、ご意見があったらお願いします。

中野委員

7)の処分ですが、処分に従わなかった場合の公表と手続きとか、勧告あるいは変更命令ですが、実際に従わなかった場合、かまわずやってしまった、それも変えたかったという場合の罰則はどうなるのでしょうか。

小磯会長

何かお考えがありますか。

事務局

今回、新潟市の景観計画で該当するところというのが、景観法の罰則の全部には及びません。主要な部分といたしましては、例えば届出すべきものを届出しなかったということが分かりますと、届け出なかったのが即罰則というわけではなくて、一応指導をやって、それでも従わないとなるかもしれませんが、先ほど課長も言いましたように、今回、法に基づく罰則ですので、例えば届出をしなかった場合については30万円以下の罰金という形、変更命令に従わなかった場合、このようなものにつきましては50万円以下の罰金という形で、国の法律で、景観法の中で罰則が決められており、景観計画を運用することで自動的に、景観計画は法定計画ですので景観法の罰則が適用になるということで、条例による罰則というのは設けてございません。主要なものとしてはその二つが罰則規定にあてはまるものがあると思います。

中野委員

分かりました。そうすると、罰金を払えばいいのですか。

事務局

罰金を払っても、その処分の結果に従わなければならない、罰金を払ってもその行為がそのままいいのかということになると、そのままにはいかないと思います。やはりそれは直さなければだめだと思います。

小磯会長

ありがとうございました。

他にございますか。

特にないようでしたら、次に進みたいと思います。

続いて、その他ですけれども、何かございますか。

折笠委員

その他でお伺いしたいのですが、景観を損ねることにごみ問題があると思うのです。それに対するお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。不法投棄などの問題をどのように考えていらっしゃるのか。

小磯会長

海岸，松林に行くと不法投棄がいっぱいありますね。そういったものに対する，現在，行政でどのように行っているかという報告でもいいと思うのです。具体的な考えというのはここでは浮かばないと思うのですけれども，分かることがありましたら，見ますと，けっこう片付いている所があるのです。例えば四ツ興野などに行きますと，不法投棄があったのですけれども，けっこう片づけられているのです。これは，他のセクションだと思うのですけれども，市で一掃作戦のようなものを行っているのではないかと思うのです。分かっていることがあればお願いします。

池田街づくり推進課長

不法投棄ですから，当然法を犯しているのです，今，何法かという知識はないのですが，他の法律でしっかりとしばられていると思います。

事務局

今の折笠委員の意見に絡むのですけれども，今回，景観法で規制があるもので，国で主目的にしておりますが，建物や工作物の景観をまずきれいにしていきたいと思いますということと，一番最初に課長が話をしました，法に基づく，例えば森林法に基づくとか，法に基づく行為で許可されているものにつきましては，こちらの景観計画などで法律を解除するとか，勝手に禁止するということができないということと，例えば土砂の堆積などをやると，それが法律で認められている場合，今は不法投棄ですので認められない行為なのでしょうけれども，そういった建築行為とか土砂などの堆積部分については法律で景観法に基づいて，取った行為の後にどのようにしましょうとか，法律と整合を保つ中で，例えば森林法でしたら，景観基準で県ではもう出ているのですけれども，段々にして，取った後については木を植えなさい，緑化しないという規定をまず入れて許可されています。それにさらに，許可をする条件を協議してやることのできるのです。

ただ，不法投棄については，景観法という行為の中では，今，不法投棄についてきれいにしなさいとか，どのようにするというものについては該当しない形になると思うのです。ですから，基本的には形質の変更とか，そういったもの，建築とか工作物の行為といったものが主体になったものという形で私たちは捉えております。

小磯会長

他にございますか。

大熊委員

折笠委員がごみの問題を言ったものですから，常々感じていることで，いわゆるごみの収集場所のごみステーションといわれるところですが，特に新潟大学の周辺のごみステーションはあまりに汚くて，景観を壊している張本人のような気もするのですけれども，ごみステ

ーションに対して補助金などをきちんと出してきれいにする、あるいはごみステーションの周りには樹木をある程度必ず植えさせて、その中に捨てさせるとか、そういったところまで、ここの景観行政の中でやれないのかとったりするのですけれども、それは全く範疇外ですか。

池田街づくり推進課長

予算の範囲内で考えてまいりたいと思いますが、今のごみの問題でいいますと、モラルの問題といいますが、地区住民自体の問題もあろうかと思しますので、コミュニティという部分も大切な視点ではないかと思えます。

大熊委員

ごみステーションは重要な社会資本だという考え方で、モラルや何かではなくて、積極的に、先ほどバス停の話が出て、昔のバス停なんてポールが立っているだけだったのに、今はどんどんきちんとしたものになりつつあるわけで、ごみを捨てる場所も公共的にきちんとした方向へもっていくべきではないかと常々考えて、それが無いから、今、ああいう汚い状況になっているので、是非、その辺を景観行政の中で強力に進めていただけたらありがたいと思うので、ご検討いただければと思います。

小磯会長

ありがとうございます。

中野委員

私は水道町2丁目ですけれども、あの辺は前はビニール袋の上からネットを掛けたのです。そうするとカラスがきまして、突いたり、何羽かきて網を持ち上げるのです。その下を他のカラスがくぐって持っていくという、カラスは非常に利口です。ですから、町内でお金を調達しまして、組み立て式の金網にして上から入れて、ごみ出しの日以外は折りたたんでしまうということやって、わりにすっきりしました。まちの人が市にお願いするとかではなくて、自分でお金を出してやればいいんです。私はそう思います。

小磯会長

その他の項目で、ごみに関する問題として色々出ました。ただ、景観というのは身の回りから自分のごみ一つを拾うという、そこから始まるのではないかと思うのです。そういう意味では、やはりこれも大事な問題です。ここまで神経の行き届くような景観行政を考えなければいけないと思うので、ご意見として聞いておいていただきたいと思えます。

それでは、4時を過ぎましたので、ここで審議を終了させていただきたいと思えます。事務局には本日の各委員のご意見を踏まえて、景観計画の策定と都市景観条例の改正を進めていただきたいと思えます。新規以外でも何か重要な点で、こういうことを是非取り入れてほ

しいということがありましたら、事務局にお伝え願うことも可能ではないかと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、事務局へマイクをお返ししたいと思ひます。

高井街づくり推進課長補佐

委員の皆さま方、ありがとうございました。

本日いただきました貴重なご意見を参考にいたしまして、景観計画の策定と景観条例の改定を進めさせていただきます。

また、次回の第15回新潟市都市景観審議会は、来年1月中旬頃を予定しております。

本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。